政令市における子どもの権利にかかる相談・救済機関の状況

No.	政令市名	救済機関名	活動内容(ホームページ等引用)	相談方法等	救済方法等	人員
1	札幌市	札幌市子ど もアシスト センター	・子どもに関する相談に幅広く応じ、助言や支援を実施。 ・権利侵害からの救済の申立で等に基づき、公的 第三者の立場で、問題解決に向けた調査や関係者 間の調整を行う。	(方法) 電話、メール、面談 (時間) 月曜日~金曜日:10時~20時、 土曜日:10時~16時 ※祝日、年末年始を除く (R4実績) 1,136件	(救済方法) 申立て又は救済委員の 発議により、子ども又は保護者の同意を得て調査等に着手。 相談内容はすべて救済委員に報告され、発議を検討。 (R4実績)申立1件※ただし、調査 対象外案件のため、着手せず。	・救済委員2名(弁護士、大学教授) ・調査員3名(教育、福祉、人権・法 律の専門家) ・相談員7名
2	相模原市	子どもの権 利相談室	子どもの権利侵害についての様々な相談を、電話 又は面接により、子どもの権利救済委員や子ども の権利相談員が受ける。 また、申出により、必要な調査を行い、問題の解 決に向けたサポートを行う。	(方法)電話、面接 (時間)月曜日~金曜日:13時~20時、 土曜日:10時~17時 ※祝日、年末年始を除く (R3実績)69件	(救済方法) 申立て又は救済委員の 発議により、子ども又は保護者の同意を得て調査等に着手。 相談内容はすべて救済委員に報告され、発議を検討。 (R3実績) 申立0件	・救済委員3名(弁護士、大学教授) ・相談員4名
3	名古屋市	名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」	「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」に基づき、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、公平・中立かつ専門的な立場から子どもの最善の利益の確保を目的に、子どもの権利が広く保障されるようさまざまな取り組みを行う。	(方法) 電話、FAX、面談、手紙 (時間) 月曜日・火曜日・金曜日:11時 ~19時、木曜日:11時~22時、土曜日: 11時~17時 ※祝日、年末年始を除く (R4実績) 460件	(救済方法) 申立て又は救済委員の 発議により、子ども又は保護者の同意を得て調査等に着手。 相談内容はすべて救済委員に報告され、発議を検討。 (R4実績) 申立1件及び委員発議2件による調査開始。その他過年度調査開始分2件について対応。	・子どもの権利擁護調査相談員14名 (社会福祉士、精神保健福祉士、公 認心理士、保健師等心理福祉に関す る業務に従事するための資格を有す る者、相談援助業務に一定期間従事
4	川崎市	人権オンブ ズパーソン <u>※子どもの</u> 権利以外も 対象	川崎市人権オンブズパーソンは、子どもの権利の 侵害と男女平等にかかわる人権の侵害について、 簡易に安心して相談や救済の申立てができる制 度。人権オンブズパーソンは、相談や救済の申立 てを受けると、相談者の立場に寄り添いながら、 問題が解決できるように助言や支援を行う。必要 に追う応じて関係者や関係機関等の調査や調整を 行い、問題の解決をめざす。	(方法) 電話 ※申込は手紙、インターネットも可 (時間) 月曜日・水曜日・金曜日:13時~19時、土曜日:9時~15時 ※祝日・年末年始は休み (R4実績) 78件	(救済方法) 申立て又は救済委員の 発議により、子ども又は保護者の同意を得て調査等に着手。 相談内容はすべて救済委員に報告され、発議を検討。 (R4実績) 申立3件。その他過年度 調査開始分2件について対応。	・人権オンブズパーソン2名(弁護士) ・専門調査員4名(福祉関係のスキルと経験のある者) ・事務担当職員4名 ※上記は子どもの権利以外に男女平等にかかわる人権の侵害等の業務も実施。